

社会保障・税番号制度についてお知らせいたします。



平成26年10月15日現在

1 マイナンバー(個人番号)とは特定の個人を識別するために国民一人一人に割り当てられる番号です。

- 平成25年5月に成立した「マイナンバー法」にもとづき12桁の番号を個人に付することとなっています。

2 社会保障・税番号制度マイナンバー(個人番号)導入には次の目的があります。

- 「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、活用されます。
- 所得等の把握ができるため、不当に負担を免れることや、不正受給を防止することができます。(公平、公正な社会の実現)
- 添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。(国民の利便性の向上)
- 行政機関や地方公共団体などで、連携が進み、作業等の重複化などを防ぐことができます。(行政の効率化)

3 平成27年10月から、国民の一人一人にマイナンバー(個人番号)がお住まいの市区町村から通知されます。

- 住民票の住所地に「マイナンバー通知カード」が送付されます。住民票の住所地とお住まいの違う方ご注意ください。
- 通知後に市区町村に申請すると「個人番号カード」が交付されます。

4 マイナンバー(個人番号)は一生使用するものです。大切にしてください。

- 番号が漏えいし、不正使用のおそれがある場合は、変更されます。

5 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となります。

- 関東信越税理士国民健康保険組合においても被保険者の方のマイナンバー(個人番号)が必要となります。

6 マイナンバー(個人番号)は他人に提供することはできません。

- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取り扱っている人が、他人に不当に提供したりすると、処罰の対象となります。
- ご自身のマイナンバーが、どの目的で使用されているか記録の確認ができます。

当組合の マイナンバー(個人番号)利用に ついてお知らせいたします。

1 当組合においても医療保険者としてマイナンバー(個人番号)を利用いたします。

- マイナンバーの登録方法については、まだ決定していませんが、被保険者の方々のマイナンバーを登録し、組合員の方々の利便性を目的に利用していきます。

2 制度開始になると次の目的で利用いたします。

- 被保険者の方の住所地把握、世帯構成把握をいたします。(住民票の添付不要)
- 被保険者の方の所得情報を確認します。(所得に関する証明書不要)
- 資格加入時、喪失時の給付調整ができます。(医療機関での資格確認)

3 個人情報の取扱いについて。

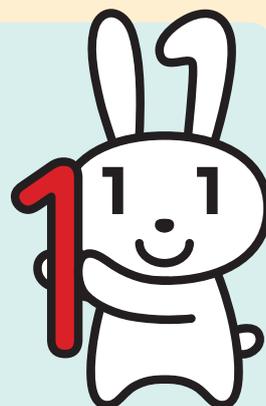
- 必要な情報(資格管理に関する事務、医療給付に関する事務)を、組合担当者のみ取扱いが出来るようにします。
- 制度開始までに特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

4 当組合の現在の状況について。

- マイナンバーを適正に管理・運用するために、国主催の制度説明会に出席しています。
- マイナンバー導入に関して担当者を決定しました。
- 個人情報流出防止策としてソフトを導入し、外部メディアを使用したアクセスを禁止し(個人情報持出し防止)、端末ごとの操作ログを管理しています(不正な操作防止)。
- システム会社と導入に関して、随時打合せをしています。

マイナンバー制度につきましては、皆様のご大切な個人情報を取り扱うこととなります。今後、個人情報を取り扱う職員の教育をはじめ、国の関係機関との連携を取りながら慎重に導入をすすめてまいりますので、組合員の皆さまにはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

関東信越税理士国民健康保険組合
理事長 中澤 護朗



※このページの掲載内容は「内閣官房ホームページ」から一部抜粋しています。